

広島県告示第七百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年七月九日までの間、縦覧に供する。

令和八年六月二十五日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

高光総領線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町福永字滝合七〇二八番一地 先から 神石郡神石高原町福永字滝合七〇二八番一地 先まで			三・〇〇〇〇三 ・三〇	八・六〇	
	四・六〇〇五 ・一〇			八・六〇	拡幅